

席離れぬと介助できない

戸惑う福祉現場

2008.5.31 Me

後部座席でのシートベルト着用が1日から義務付けられる改正道路交通法。後部座席でのシートベルト非着用者の致死率は着用者の4倍に上り、安全確保を図るのが狙いだ。しかし、障害者福祉の現場では、送迎車内でスタップがシートベルトをすると介助できなくなる事態も予想される。警察は「停止させて介助を」と指導しているが、現場からは「どこでも停止できるわけではない」と戸惑いが広がっている。【花牟礼紀仁、久木田照子】

後部シートベルト義務化

重度心身障害者のデスクイサービス施設を運営するNPO法人「W・I・N・G」路をはこぶ(大阪市西成区)では、利用者の大半が車椅子生活者で、介護タクシーなどで通っている。理事の大槻瑞文さん(42)は「走行中でも、たんを除去したり、急ブレーキ時に体勢を戻したりする必要によ

大阪府警交通部によ
養・健康保持上、適
ると、ベルト装着が療
でない負傷、障害、妊



車内で、車椅子利用者のたんの除去を手伝う介助スタッフ(右) 大阪府西成区で花牟礼紀仁撮影

娠中の人は除外される。しかし、障害者全員が除外されるわけではなく「個別に判断することになる」と話す。また、介助者については「着用しなければ、介助者自身が事故の際に危険にさらされる」と指摘している。